

原告 山田稔 外 22 名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

貴庁提示にかかる平成 19 年 3 月 27 日付「鑑定事項及び送付資料」(案) に対する被告意見

平成 19 年 3 月 29 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



第 1 鑑定事項について

被告としましては、貴庁ご提示にかかる平成 19 年 3 月 27 日付「鑑定事項及び送付資料(案)」(以下、「貴庁案」といいます)につき、賛同するところです。

ただし、今後、原告らが貴庁案に対する修正意見を述べられるようであれば、被告としては、貴庁案を支持する観点から、別途意見を述べさせていただきます場合もありますので、この点ご了承ください。

第 2 その他

本鑑定実施のための試料のうち、被告が提供すべきものにつきましては、その量や提供準備のための時間につき、一定の制約ないし限界があるので、その旨、鑑定嘱託先にお伝えいただくようお願いします。

以上